## 審査基準

平成 6 年10月 1 日作成

法 令 名	道路交通法
根 拠 条 項	第56条第 1 項
処分の概要	設備外積載の許可
原権者(委任先)	警察署長(高速道路交通警察隊長、第二交通機動隊長)
法令の定め	道路交通法第58条(制限外許可証の交付等) 道路交通法施行令第24条(制限外許可の条件) 道路交通法施行規則第8条(制限外許可証の様式等)
審査基準	許可の申請を受理した警察署長等は、当該申請に係る許可対象行為が積載場所の指定により、1、2両方の条件を満たすこととなると認めるときは許可をすることができる。 1 車両の構造に関する基準 当該設備外積載を許可する場合において、当該車両が(1)、(2)両方の条件を満たさなければならない。 (1) 当該許可申請に基づく積載行為をして運転する場合において、道路交通に関する法令(行政手続法第2条第1号に規定する法令をいう。以下各審査基準において同じ。)に違反しないこと (2) (1)のほか、制動能力や操作性の低下等に起因する運転上の危険が生ずるおそれがないこと 2 道路又は交通の状況に関する基準出発地から目的地までの道路に著しく幅員の狭い部分がある場合や交通の頻繁な場所がある場合等において、当該車両が通行することによって通行道路および周辺道路の交通流を阻害し、又は他の道路利用者に対して危害を及ぼすなど道路交通の安全と円滑に支障を及ぼすおそれがないこと。
標準処理期間	5日以内(行政庁の休日は含まない。)
申 請 先	申請書は、出発地を管轄する警察署の交通課又は地域課の窓口へ提出してください。 申請は、警察署以外にも、交番又は駐在所でも行うことができます。
問い合わせ先	神奈川県警察本部交通部交通規制課都市交通対策室 (電話045 - 211 - 1212 内5203)
備考	